

公 表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年３月４日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

令和 6 年度 定期監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象 秘書人事課、税務課、行政課、企画財政課、議会事務局、会計管財課、監査委員事務局、協働安全課、市民窓口課、環境政策課、こども家庭課、健康課、福祉課、長寿介護課
- 3 監査の実施日 令和 6 年 10 月 31 日（木）秘書人事課、税務課、行政課、企画財政課
令和 6 年 11 月 1 日（金）議会事務局、会計管財課、監査委員事務局
令和 6 年 11 月 28 日（木）協働安全課、市民窓口課、環境政策課
令和 7 年 1 月 31 日（金）こども家庭課、健康課
令和 7 年 2 月 3 日（月）福祉課、長寿介護課
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局室、保健センター
- 5 監査の着眼点等
予算の執行が適正かつ効率的になされているか、地方自治法等関係法令に従って処理されているか等を着眼点とした。
なお、この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。
- 6 監査の実施内容
関係帳簿、証書類及び各課から提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。
- 7 監査の結果
令和 6 年度（秘書人事課、税務課、行政課、企画財政課、議会事務局、監査委員事務局、会計管財課は 8 月 31 日まで、協働安全課、市民窓口課、環境政策課は 9 月 30 日まで、こども家庭課、健康課、福祉課、長寿介護課は 11 月 30 日まで）における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。
ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について

留意してほしい。

(1) 注意事項

①全課共通

ア 市の委託事業について、事業の完了後に検査調書の作成が必要であるにもかかわらず、作成されていないものがあった。

岩倉市契約規則第 48 条第 1 項及び第 3 項の規定により、契約金額が 300,000 円を超える場合、検査職員は検査を完了したときは検査調書を作成しなければならない。しかしながら、契約金額が 300,000 円を超える事業であっても検査調書が作成されていないものがあった。

契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）ことから、契約金額の多寡にかかわらず給付の完了の確認は必要である。そして、特に契約金額 300,000 円を超えるものについては、その重要性等に鑑み完了を確認し検査を行ったことを証するため書面で検査調書を作成することが定められている。

したがって、契約の適正な履行を確保するための検査を確実に行うとともに、契約金額 300,000 円を超える事業については、検査を行った記録として検査調書を必ず作成すること。

イ 市が締結した契約書について、数は多くはないものの、「約款が添付されていないもの」、「契約書に添付されている市の標準の委託業務約款の内容について、当該契約書の別の箇所で異なる内容の記載があるもの」があった。

契約書は、当事者双方の合意事項を定める特に重要な書類であるという認識を持ち、適切に作成すること。

ウ 委託料の支払いにおいて、「業務完了の日から 3 か月の間を空けて支払われているもの」、「1 年間の契約期間中 2 回に分けて支払う契約であるものの、契約書に支払の時期が明示されておらず、結果として 2 回の支払いがいずれも令和 6 年 10 月中に行われているもの」があった。

業務完了後速やかに請求書の提出を求めたり、契約書に支払時期を明示するなど、支払時期を適正にするような対策を講ずること。

②健康課

資金前渡により支出した現金の精算処理が行われておらず、未精算のままとなっていたものがあった。資金前渡は、地方自治法で認められた支出の原

則の例外で、資金前渡を受けた職員（以下「資金前渡員」という。）が、前渡金を保管し資金前渡員の名で債権者に対して支払をする制度である。この制度は、即時支払が必要となる経費等の支払においては利便性が高いものの、債権者への支払が完了するまでは、前渡金を亡失しないよう安全かつ確実に保管しなければならないリスクを伴う支出方法でもある。

資金前渡員による支払いの完了後、岩倉市予算決算会計規則第 63 条の規定に基づき、常時の費用に係るものについては毎月その月に係る分を翌月 5 日までに、随時の費用に係るものについては支払をした後 7 日以内に精算処理を行うこと。

③福祉課

児童発達相談支援等業務に係る委託契約（令和 6 年度から令和 8 年度までの債務負担行為）に係る契約伺いの決裁文書に添付されていた相手から提出された見積書は、年度ごとの契約額のみ記載され、契約額の積算根拠は記載されていなかった。

契約に際し提出を受ける見積書は、「なぜその契約額になるのか」、「契約額が適正であるか」等契約の妥当性を判断するためのものである。契約に際しては、依頼する業務の内容及びそれに要する費用の積算根拠がわかる見積書を提出させる必要がある。

（２）検討・要望事項

①環境政策課

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金は、令和 6 年 11 月までで予算の全額（18,920,000 円）を執行し、令和 6 年度の受付は終了している。

この補助金は、1 件あたりの補助額が高いこともあり、支出を見込みづらい面はあると思うが、市民からの需要が高い事業については、できる限りそれを満たす予算を確保してほしい。又は、予算に限りがあるということであれば、補助額を下げて多くの市民からの需要に応えることを検討してほしい。